

接骨院・整骨院(柔道整復師)の かかり方を確認しておきましょう



接骨院・整骨院にかかるとき、すべての施術が健康保険で受けられるわけではありません。どんなときに健康保険が使えるのかをよく理解して利用することが大切です。

POINT 1 健康保険が使える範囲

健康保険が使える場合

外傷性が明らかな負傷

負傷原因がはっきりしている、下記の外傷性の負傷で慢性に至っていないものに限られます。

- 骨折 ●脱臼 ●ひび(不完全骨折)
- ねんざ ●打撲 ●肉離れ(挫傷)

※内科的原因による疾患は含まれません。
※骨折・ひび・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。
※骨・腱・筋・関節・靭帯などのケガが保険適用となります。



健康保険が使えない場合

病気による痛み、原因不明の痛み

- 慢性に至った外傷性の負傷
- 日常生活による単なる疲れや肩こり
- 単なる加齢からの痛み
- スポーツなどによる肉体的疲労
- 脳疾患などの後遺症
- リウマチ・ヘルニアなどの痛みやしびれ
- 整形外科などで治療中のケガ
- 骨盤矯正
- 通勤中や勤務中の負傷
(健康保険ではなく労災保険の適用)

全額
自己負担
です!

POINT 2 施術を受けるときのチェックポイント

- 痛みの原因や症状を具体的に伝えましたか? いつ、どこで、何をして、どんな症状があるのか、痛みの原因を柔道整復師へ具体的に伝え、健康保険が使えるか確認してください。
※交通事故など第三者行為によるケガの場合は、健保組合に連絡してください。

- 療養費支給申請書の内容を確認しましたか? 保険適用となる施術を受けた場合は「療養費支給申請書」の内容(負傷名、日数、金額等)をよく確認して原則自分で署名してください。白紙の申請書には署名しないでください。

あなたに代わって柔道整復師が請求します。
申請内容をきちんと確認して署名を!!



- 領収書はもらいましたか? 受けた日ごとに領収書をもって保管し、健保組合からの「医療費のお知らせ」で金額、日数等に間違いがないか確認してください。また、費用請求の内容に間違いがないかを確認するために、健保組合から文書や電話でお問い合わせをする場合があります。

- 症状の改善はみられましたか? 症状の改善のみられない長期にわたる施術の場合は、内科的な原因の可能性もあるので、医療機関で受診してみることをおすすめします。